

目次

序章 抑留・復員問題にどう向きあうか

1

第一章 ビルマ・タイ・マレー・シンガポールでの抑留と復員——イギリス軍管轄下

7

はじめに——開戦から終戦へ 7／一 終戦と降伏 12／二 強制労働と戦犯裁判の開始 19／

三 英軍側の復員計画 31／四 一〇万名の現地残留への方針転換 43／五 残留決定をめぐる英

米対立 52／六 残留をめぐるマッカーサーと日本政府の英蘭批判 60／七 残留者の復員をめぐ

る英米対立 65／八 残留者の復員計画の進展 75／九 残留者の復員開始 88／一〇 残留者の

復員完了 98／おわりに 111

第二章 インドネシアでの抑留と復員——オランダ軍管轄下

121

はじめに——独立運動に翻弄されたオランダ 121／一 終戦と武装解除 125／二 抑留と強制労働

133／三 戦犯裁判の恐怖 142／四 残留労働をめぐる英・蘭側の画策 147／五 復員への道のり

156／おわりに——蘭印からの帰還の特徴 161

第三章 東部ニューギニア・豪北での抑留と復員——オーストラリア軍管轄下 165

はじめに——平穩な終戦を迎えた第八方面軍 165／一 ラバウル、ニューギニアでの終戦 169／

二 降伏調印から収容所へ 173／三 武装解除と抑留者の苦難 178／四 戦犯裁判はじまる 184／

五 帰還準備と復員完了へ 186／おわりに——豪北地区からの帰還の特色 190

第四章 フィリピンでの抑留と復員——アメリカ軍管轄下 195

はじめに——開戦から終戦へ 195／一 終戦と米軍の対応 200／二 降伏への道 207／三 武装解

除へ 211／四 収容所生活と強制労働 214／五 急がれた戦犯裁判 221／六 帰還準備から復員完

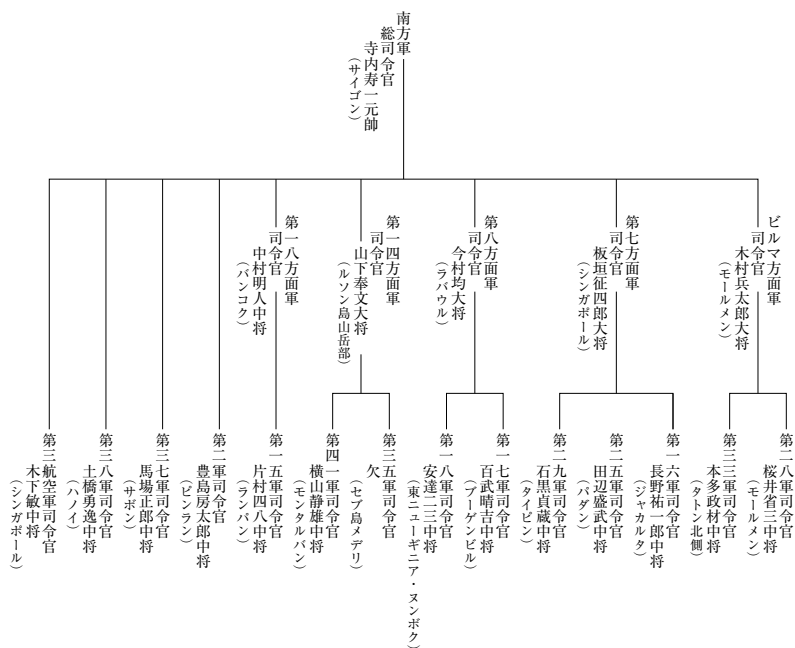
了へ 231／おわりに——フィリピンからの帰還の特異性 241

終章 双方向からとらえた抑留・復員・帰還 249

主要略語表 253

主な関連文献および資料 255

あとがき 259



終戦時の南方軍編制図

南方からの帰還
——日本軍兵士の抑留と復員

序章 抑留・復員問題にどう向きあうか

一九四五（昭和二〇）年八月二五日、この終戦の日をもって長い戦争が終わり、日本に平和が訪れたと誰もが考える。しかし、はたしてそれは正しい理解であろうか。決してそうとは思われない。なぜなら当時外地にあった邦人、陸海軍軍人約三五〇万名、一般民間人約三〇〇万名、併せて約六五〇万名にとつて、この日はいわば第二の戦争開始に等しかったからである。連合軍に降伏した日本軍将兵にとつては、この日を境に、フェンスに囲まれた捕虜生活と重労働が始まったわけであり、また「棄民」とされた民間人は、祖国をめざした命がけの逃避行を余儀なくされたからである。その数は当時の国民総人口のほぼ一割にも達した。

しかし戦後生まれが日本国民全体の九割に達した今、戦争への記憶が急速に後退し、このような辛苦の体験や悲惨な出来事は、忘却の彼方へと消えゆく趨勢にある。もしも七〇年余に及ぶ戦後日本の平和な時代、戦争とは無縁な時代の奥底に、二四〇万人にも及ぶ甚大な犠牲と数知れない凄惨な労苦が横たわっている事実（浜井和史著『海外戦没者の戦後史』吉川弘文館、二〇一四年、四頁）に思いをはせれば、日本人の意識が風化するのを漫然と見逃すわけにはいかない。

はたして抑留・復員・引揚⁽¹⁾について、多くの御高齢者からそれら体験の数々を聴講する機会を得るにつけ、その想像を絶する生きざま、人間地獄のような内容に絶句することが一度や二度にとどまらなかった。死と向かい合わせの拘束された日常、空前絶後の実相は、日頃手にする文献からは読み解けない深い暗部ばかりであった。

ただし冷静に考えれば、これら証言は数百万の中の点にすぎない。抑留や帰還に関する労苦は貴重であるとしても、その多くは個人史にとどまり、客観性や大局観の不足は否めない。シベリア抑留はその典型といえる。テレビ・映画・観劇で目にするのとおり、当時の日本人にとって、突如侵攻し略奪暴行の限りを尽したソ連人は悪玉であった。日本は被害国であり、ソ連は国際法を犯した不埒な加害国であった。

ところが、一九八〇年代後半のゴルバチョフ書記長（のち大統領）下で推進された「グラスノスチ」（情報公開）がソ連国内に大きな変動をもたらした。一一世紀にロシア国内では旧ソ連時代の資料発掘調査と研究が進展し、次第にシベリア抑留の実態にも光が当てられるようになった。その意味で、二〇一七年二月に法政大学で開催された日露研究者による「シベリア抑留・国際シンポジウム」は、重要な分岐点となった。三名のロシア人学者による旧ソ連資料を駆使した研究成果は、これまでの日本研究者に欠けていたソ連側の対日視点、あるいはドイツ人捕虜と日本人捕虜との比較分析の視点は画期的であり、説得力があった。実はソ連側もドイツの侵攻によって二〇〇〇万もの犠牲を強いられるなど苛酷な時期を経ており、決して残酷な加害者とはばかりはいえない事実が判明した。このように戦後七〇年余を経て、ようやくシベリア抑留問題も実証研究のレベルに達し、それに伴って国際化・相対化の方向へと

歩を進めつつある。

では翻って南方、つまり東南アジア方面における日本人の抑留・復員・引揚問題はどうか。答えは否であり、依然としてシベリア抑留の陰に隠れている観がある。しかし日本人の南方抑留者は、軍人・民間人などを含めて一二〇万名以上に及び、数字上、シベリア抑留者約六〇万名（厚生労働省発表は五七万五千人）の二倍に達する。ではなぜ南方抑留が国内で等閑視されてきたのだろうか。

その主な理由は、資料上の制約にあった。日本国内のフィリピン、インドネシア、ビルマ（現ミャンマー）などの日本人捕虜経験者による回想記は膨大な数に及び、降伏者の立場からの抑留の実態は判明しているものの、シベリア抑留と同様に、やはり日本側の一方的でミクロ的視点に立つものが大半を占めている。一方、東南アジアのほぼ全域を占領管理して日本人の抑留を主導したのはイギリスであり、ほかには蘭印（現インドネシア）に戻ったオランダ、東部ニューギニアおよび豪北地域を管轄したオーストラリア、そしてフィリピンを奪回したアメリカの計四カ国が深く関与した。それゆえ、これら四連合国の一次資料に基づく抑留研究が不可欠であったが、これまでほとんど実施されてこなかった。

つまり、一体どのように英・蘭・豪・米の各軍が降伏時に日本軍人や民間人を拘束したのか、またどのような方法で強制労働や戦犯裁判を行ったのか、さらに一体どのように日本への帰還を進めたのか、といった主体者側の基本政策や方針や姿勢など、まったく不透明であった。

その意味で本書は、従来の壁を突き崩そうと試みたものである。右の四カ国の文書や文献を用いて問題の本質に迫ると同時に、日本側の資料や文献とをそれらと照合させて、相互に補完するような従来ない方法を採用している。

それでは本書の構成に触れておこう。第一章は、イギリスが終戦後に管轄したビルマ、マレー、シンガポール、タイにおける日本人の抑留から帰還までを描く。現地の英軍側は、日本軍を「戦争捕虜 (POW=Prisoner of War)」とは認めず、単なる「日本降伏者 (SP=Japanese Surrender Personnel)」と見なして無賃金・無報酬労働を強要し、しかも南方軍七〇余万名の八割強を帰還させる一方で、二割弱の一〇万名を残留させ、現地の多様な再建事業に従事させた。これに対して米国側、とくにマッカーサー (Douglas MacArthur) 連合国軍最高司令官 (SCAP=Supreme Commander for the Allied Powers) は、ポツダム宣言およびジュネーブ捕虜協定を遵守する立場から、英軍の基本姿勢を厳しく批判し、日本人の早期復員ばかりか、労働賃金の支払いを英国側に強く促した。日本政府 (吉田茂首相) もマッカーサーの政治力に頼って、早期帰還の要請を繰り返し返した。このような残留日本人の復員と引揚をめぐる知られざる英米対立の交渉過程と対立状況を説明していく。

第二章は、オランダが管轄したインドネシア (当時は蘭印) における二三十万余名の日本人の抑留から帰還までを明らかにする。オランダは第二次世界大戦の終結から半年後に現地に復帰し、イギリスから管轄権を継承したものの、すでに現地ではオランダからの独立機運が高揚していた。降伏した日本軍の中にも、部隊を離脱してスカルノ (Sukarno) らの現地民族軍に参加する将兵も現れ、それが日本人の抑留全体に多大な影響を及ぼした。とくにオランダはイギリスの日本人残留方針に同調・追隨し、全員の帰還を途中で打ち切り、引き続いて一万三千余名を多方面での労働へと駆り立てた。これに対して日本政府は、イギリスの場合と同様に、マッカーサーを介してオランダに日本人の早期帰還を訴え、最終

的に完全な復員・引揚を実現していく。

第三章は、オーストラリアが管轄した東部ニューギニアと豪北にいた日本人、約二〇万名の抑留から帰還までを明らかにする。ニューギニア戦線では日本軍は敗退を続け、ジャングル地帯で倒れる将兵が続出したが、他方、ラバウルを拠点とするニューブリテン島周辺の豪北地域では、すでに戦闘が終結していたために比較的平穏な終戦を迎えた。しかし降伏後は豪軍の支配下に置かれ、抑留生活を余儀なくされた。それでもキャンプ内では旧来の軍律が維持されて、秩序立った抑留状態が保たれた。加えて戦傷・病患者が膨大であったために、予想に反して早期復員が実現する。その帰還に至る状況を描いている。

そして第四章は、アメリカが管轄したフィリピンにおける日本人一二万余名の抑留から帰還までを対象とする。イギリスと比較して、日本軍人の復員ばかりでなく民間人の引揚にも熱心に取り組んだアメリカではあったが、激戦地フィリピンでは日米両軍はもとより、フィリピン人にも甚大な犠牲と被害をもたらしたため、現地での日本人に対する憎悪や反発は激しいものがあった。しかも戦犯問題はワシントンの積極姿勢を受けて、マッカーサーと現地米軍はフィリピンでの日本人戦犯の摘発と処分に積極的に取り組んだ。ただし米ソ冷戦が世界的問題になるに従い、マッカーサーは人道的視点と国際的視点から日本人の復員を推進する。ここに英蘭両国の対応との相違が明らかとなる。

以上のとおり本書は、国際的な視座に基づき、英・蘭・豪・米四カ国の一次資料を駆使して、終戦・停戦・武装解除・抑留・強制労働・戦犯裁判・復員という過程を、日本側と連合国側の双方向から光を当て実像を明らかにしようとするものである。そして連合国側でも対日抑留・復員方針をめぐって共通

点と相違点があつた諸事実を明らかにすると同時に、第二の戦争ともいふべき日本人の抑留生活と復員の複雑な実態を説明したい。

(1) 「復員」の本来の意味は、「戦時態勢ヲ整ヘアル軍隊ガ平時ノ態勢ニ復スル意」であるが、ただし「本終戦ニ際シテハ平時ノ態勢ニ在ルモノヲ廃スルコトヲモ含メテ復員ト称」するとある（編制機構（復員関係）ニ関ス

ル綴「昭和二〇年度（八月以降）防衛研究所戦史研究センター所蔵」。そして「引揚」は民間人を対象とするのに対して、「復員」は軍人・軍属の帰還を指す。本書もこの解釈に従っている。

第一章 ビルマ・タイ・マレー・シンガポールでの抑留と復員 ——イギリス軍管轄下

はじめに——開戦から終戦へ

第一章では、南方軍六一万三千名（外地における全日本陸軍の約五分の一）のほか、海軍一一万七千名、一般邦人五万三千名、合計七八万三千名のうち、イギリス軍（以下「英軍」）管轄下に置かれたビルマ、タイ、マレー（マレー半島、シンガポール島の島々を含む地域）で降伏した日本人の抑留状況と復員過程を明らかにする。ただし当初は蘭印（現インドネシア）と北緯一六度以南の仏印（現ベトナム）も英軍が管轄していたため、部分的に対象としたい。

さて一九四一年一二月八日の対米英開戦後、日本軍は圧倒的な勢いで東南アジア方面の英軍に打撃を与えた。まず開戦直後のマレー沖海戦で英軍艦二隻を撃沈し、香港を制圧し、タイを日本との同盟国に組み入れたのに続き、翌四二年二月にはマレーおよびシンガポールの英軍が降伏し、三月にはビルマのラングーンも陥落した。同じ三月に蘭印のオランダ軍も降伏し、五月、フィリピンの米軍も降伏した



イギリス軍管轄地域

（巻頭の開戦後の戦況図を参照）。こうして東南アジアはわずか半年でほぼ日本軍の支配下に置かれた。そして一九四三年五月、日本政府は「大東亜政略指導大綱」を採択し、マレーと蘭印の日本領土編入、ビルマとフィリピンへの独立付与を決定する。そこでビルマは八月にバー・モー（Ba Maw）政権が独立を宣言し、米英両国に宣戦した。続いて一〇月、フィリピンではラウレル（Jose P. Laurel）大統領が米国からの独立を宣言し、インドのボース（Chandra Bose）も日本の支援を受けてシンガポールで自由インド仮政府を樹立した。このように大東亜共栄圏の政治構想は順調に進展しつつあった。

ところが軍事面で日本は、一九四二年六月のミッドウェー海戦の敗北以降、劣勢に転じた。制海権と制空権を米軍側に奪われた日本軍は、南方に長く伸びた補給線を米軍から攻撃されたために、多くの日本将兵は補充人員や武器弾薬、食糧を絶たれて孤立した。しかも一九四四年三月にビルマからインドに至るインパール作戦が完全に失敗し、七月にマリアナ諸島のサイパン島が米軍の手に落ちて、日本の安全圏が脅かされるに至り、七月、東条内閣は退陣した。以降、今度は連合軍がビルマ、ニューギニア、マレー、フィリピンなどを次々と奪還していく。そして一九四五年八月、原爆の投下とソ連の参戦によって、ついに日本はポツダム宣言を受諾し、無条件降伏の日を迎えるのである。

では敗戦以降、ビルマ、タイ、マレー、シンガポールにいた日本軍は、英軍主体の連合軍にどのように降伏し、またどのように武装解除を行ったのか。さらには強制労働や戦犯裁判を経て、一体どのように祖国への帰還を果たしたのか。

実は日本軍の復員は二段階で実施された。第一段階では、一九四六年九月までに全体の七六％に該当

する六〇万名が復員できた。ところが二四％に該当する一三万二千名もの邦人が、英軍側から現地の復興を名目として残留を強いられ、継続的な労務に従事させられた。これに対して日本政府から懇請を受けた米国、とくに連合国軍最高司令官（SCAP）のマッカーサー陸軍元帥が英軍側に圧力を加え続けた結果、抵抗し続けた英国側もようやく妥協して復員を了承し、残留邦人は一年三カ月後の一九四八年一月に帰還できることとなった。

では一体なぜ英軍は一三万もの日本人を残留させたのか、またなぜ英国は日米両国の厳しい批判を受けながらも、第二次復員を頑なに拒んで早期帰還を認めようとしなかったのか。本章の目的は、これまでの復員史における謎の部分に光を当てることにある。

そもそも英軍は、第二次世界大戦末期、旧宗主国としてビルマ、タイ、マレー、シンガポールばかりでなく、蘭印や仏印方面を含めた東南アジア一帯を日本軍の支配から奪回したことで、戦後この地域を統括する立場に置かれた。そのため、ロンドンの英国政府と現地の東南アジア連合軍最高司令官（SACSEA=Supreme Allied Command South East Asia）ドゥントバッテン（the Lord Louis Mountbatten）海軍大將は、総計八〇万弱の日本人を統制・管理することと、その食糧確保に忙殺された。しかも破壊された東南アジア地域の復興と再建にも精力を注ぐ必要に迫られた。加えて蘭印や仏印では現地民による独立闘争が勃興したため、この新たな政治問題にも対応する必要があった。

そのような苦境の中で、一九四六年四月、マウントバッテンは日本軍人や民間人すべてを早期に復員させるという当初の方針を転換し、ビルマ、マレー、シンガポール、インドネシアで待機していた日本軍の約一〇万名（民間人も含む）を労務に従事させるために強制残留させる決定を下した。またロンド

ンの本国政府もこれを正当と認めた。半年ほどで英軍から管轄権を受け継いだ蘭印のオランダもこの方針に追随し、第二章で詳述するとおり、二三万名の日本軍のうち一万三千名を残留させ、現地の復興と再建事業を理由として様々な労働に従事させた。

一方、米国側はポツダム宣言第九項⁽¹⁾を忠実に履行する立場から、日本軍の日本への早期復員を主張した。この見地から、英国側の日本人復員の遅延と強制残留方針を牽制し、英軍に残留日本人一〇万余名を早く帰還させるよう迫った。当時、ソ連が抑留した日本人六〇万余名に対する非人道的な処遇が国際問題となっており、米国は、英蘭両国の日本人への過酷な労働状況がソ連と同じ扱いを受けることを嫌ったのである。このように日本人の復員停滞問題は、英蘭両国と米国間に対立を引き起こしたばかりでなく、ワシントンの極東委員会⁽²⁾ (FEC=Far Eastern Commission) でも国際問題化した。その背後には、米ソ冷戦などの国際情勢も深く関連していた。

このような国際的視野に基づいて、時系列に、(一)終戦と降伏、(二)強制労働と戦犯裁判の開始、(三)英軍の復員計画、(四)一〇万名の現地残留への方針転換、(五)残留方針をめぐる英米対立、(六)残留をめぐるマッカーサーおよび日本政府の英蘭批判、(七)残留者の復員をめぐる英米対立、(八)残留者の復員計画の進展、(九)残留者の復員開始、(一〇)残留者の復員完了、に区分して各状況を明らかにしていく。

なお本書では、ロンドンの英国立公文書館 (The National Archives) で収集した英政府資料と現地英軍資料を用いる。⁽²⁾ 日本側の資料では、防衛研究所図書館所蔵の厚生省引揚援護局史料室編「終戦前後に於ける南方軍一般の状況(以下「南方軍状況」)、外務省外交史料館の所蔵資料「太平洋戦争終結による在

外邦人保護引揚関係雜件——在外各地状況及び善後措置関係・日本軍隊撤収関係、外務省記録（以下「在外邦人引揚関係」）、平和祈念事業特別基金編『平和の礎』「軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦」（以下、兵士編）に収録された多くの復員將兵の体験記を用いる。

一 終戦と降伏

（一）終戦直前の南方軍

東南アジア地域を広く管轄した南方軍（巻頭の編制図を参照）は、ビルマ方面軍、第七方面軍（シンガポール）、第八方面軍（ラバウル）、第一四方面軍（フィリピン）、第一八方面軍（タイ）、第三航空軍（シンガポール）を擁していたが、一九四五年四月末から第一四方面軍（山下奉文大将^{やまのほうぶん}）が米軍の強大な侵攻を受けた結果、組織的抵抗力を失っていた。またビルマ方面軍（木村兵太郎大将）も五月初めのラングーン失陥以後、タイ・ビルマ（泰緬）国境地帯へと総退却を続けていた。ここに至って南方軍は、仏印・タイ・シンガポール周辺の防衛力を強化し、「自戦自活をもって永久抗戦の態勢」を取るほかなかった（前掲「南方軍状況」一頁）。

これに先立ち南方軍総司令官の寺内寿二元帥^{てらうちのみこと}は、前年十一月に総司令部をマニラから再び南部仏印のサイゴン（西貢）東方のダラットに戻し、同時にビルマ方面軍を解体して、タイの第三九軍を第一八方面軍（中村明人中将）に改編した。さらに六月以降、第一五軍（第一五師団、第五三師団、第五六師団など）をタイ地区に、第五五師団を仏印に、第三一師団をマレーに転用させた（同一（三頁））。

さて終戦の情報は、八月一〇日にワシントン発の放送傍受から始まった。寺内は一二日、「非常最悪の事態（終戦の意——以下断りのない限り注は増田）」を予測して幕僚会議を開いたが、会議は容易に決着しなかった。寺内は最後まで沈黙を守り続けた。翌一四日夜、支那派遣軍総司令官から「抗戦を継続したい」との電報が南方軍にも届けられると、総司令部内では支那総軍と呼応しようとする動きがあったが、寺内は静かにこれをしりぞけ、「徒らに御宸襟（いたすごしんきん）（天皇陛下の御心）を悩ませ」てはならない、と幕僚を戒めた。実は同日夜の時点で寺内は、「一五五正午に天皇の重大放送が行われる」ことばかりでなく、「天皇がポツダム宣言受諾を決意している」との情報を得ていた（同一二―三頁）。寺内の決意は固まっていたわけである。

（二） トップダウン型の終戦決着

一五五当日、天皇の玉音放送による「終戦の大詔」に接すると、寺内はただちに「承詔必謹（しょうしやうひつじん）（天皇による終戦命令の遵守）」の態度を鮮明にした。そして隷下の諸部隊と現地海軍（第一〇方面艦隊）に対して任務を続行し、南方軍の命令がない限り、敵側との交渉に応じることなく「撃攘（げきじやう）せよ」と命じながら、他方で「進攻作戦の中止」を命じた。つまり緩急の指令を織り交ぜながら、部隊内の平穩化を図ったわけである。

翌日、寺内は、ダラットの総司令部に第七方面軍司令官の板垣征四郎大将、第三航空軍司令官の木下敏中将、第一〇方面艦隊司令官の福留繁中将、そして直轄方面軍の全参謀長を召集し、改めて「承詔必謹」の根本方針を言明するとともに、進攻作戦の中止と停戦についての所要事項を命令した。一七日に

は、武装解除等に関して、東京の梅津美治郎陸軍參謀総長、阿南惟幾陸軍大臣宛に次のような意見を具申した。南方軍の武装をやむなく解除する場合でも「自発的」にこれを実施し、①軍隊を敵に渡さない、②武器は日本内地まで携行する、③将校は「佩用（はいよう）（帯刀）」する、④現地の治安維持と暴動鎮圧等に必要最小限の兵器等を保存することを最低条件とする旨を要請した（同一三―五頁）。のちに連合国側からことごとく峻拒されることからすれば、きわめて甘い現状認識であった。

終戦の報に接した各方面軍將兵は動揺が激しく、自決者など困難な事態が予想された。戦闘状態が極度に悪化していることは一般兵士でも察知できたが、各部隊ともに抗戦意欲が依然旺盛であり、何よりも日本が降伏することを予想する者は皆無に等しかった。

サイゴンにいた原源司は、「八月十五日正午、重大放送があるとのこと。放送は不明瞭で主旨はどうやら「最後の一兵まで戦え」とのことらしい。もちろん覚悟の上のこと、みんな頑張つてやろうということで落ち着きました。ところがそのうち、本部の兵技の曹長が「どうもおかしい、負けたんじゃないのか?」と言い出して騒然となり、そのうち師団司令部その他の高級司令部より「降伏」と伝えて来ました。官様が陛下の命令書を持って、説得に来られるとのこと。無条件降伏が確定して、私達は半年分の給料をもらいました」と回顧する（『南方戦域転戦回顧』『平和の礎13（兵士編）』）。

ビルマのモールメンで終戦の報に接した大江孝祥は、「部隊内では一時期ではあるが混乱が起きて、下士官以上は皆銃殺されるとか、部隊を再編して敢闘隊を組織してインドネシア付近であくまで戦うのだといった流言蜚語が飛び交い、どうせ殺されるなら兵器をビルマ人に売り渡して、たらふく食べて死ぬんだと、英印軍が来るまではそのような生活が続いた」と明かす（『五年にわたる南方転戦』『平和の礎

17（兵士編）」。にもかかわらず南方軍は降伏宣言に抵抗することなく、穏当にこれを受諾する方向へ進んだ。実は南方軍ばかりでなく、フィリピンの第一四方面軍も、そのほか台湾の第一〇方面軍やラバウルの第八方面軍でも同様となった。いずれの場合も、各司令官の沈着冷静な態度と整然とした裁定が、不穏な混乱を予防したわけである。もちろん寺内が天皇の絶大な威信を最大限利用したことも事実ながら、司令官のトップダウン型の決着方式が効果をもたらしたいえる。

（三）南方軍の停戦交渉

終戦直後の南方軍は、大本営の命令に基づいて、全軍に積極進攻作戦の中止を、次いで停戦を命令したが、交戦中の部隊への処置が難しかった。ともかく八月二一日、南方軍は局地的な停戦交渉の実施を許可した。同じ時期、日米初のマニラ会談が行われて、連合国側から「終戦処理の管轄区分」が提示され、この結果、南方軍に対しては、北部仏印の部隊を支那派遣軍総司令官へ、ニューギニアの第一八軍をラバウルの第八方面軍へ、フィリピンの第一四方面軍を大本営直轄へと指揮系統を変更することが命じられた。そこで第一四方面軍は米軍と、北部仏印部隊は中国の蒋介石軍と停戦交渉を行うことになったのである（同一五～七頁）。

さて南方軍の降伏を担当したのはマウントバッテン指揮下の「東南アジア連合軍（以下「連合軍」、SEAC=South East Asia Command）」であった。英軍主体の連合軍は、東南アジア連合陸軍（以下「連合陸軍」、ALFSEA=Allied Land Forces South East Asia）ほか、英太平洋艦隊（BPF）、東南アジア空軍（ACSEA）から編制され、全兵力はインド軍（以下「印軍」）を含む約一〇〇万となった。ただし日本軍の降伏のために出